

日本共産党を代表されました土屋議員の御質問にお答えします。

はじめに、ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）についてであります。

第一次産業への影響につきましても、生産面や雇用のほか、多方面にわたる影響も危惧されますが、経済連携と農林水産業振興の両立につきましても、基本的には、国の責任において政策実現が図られるべきと考えており、今後、国が示される具体的な方針等を踏まえ、適切に対応して参る考えであります。

次に、福祉・医療行政についてであります。

まず、乳幼児等医療費助成制度については、県制度を踏まえ、本市独自に助成対象年齢を拡大して実施しているものであります。

また、一部負担金は、制度の安定的、持続的な運営をお願いしているものであり、現段階では、制度を拡充することは、考えておりません。

なお、乳幼児医療制度については、国の関与が無く、地方自治体独自で拡充して実施しているものであり、国の制度として創設するよう、全工区市長会を通じ、要望しているところであります。

次に、子宮頸がん・H i b ワクチン等接種についてであります。

これらワクチンの接種事業につきましては、国の「円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策」の施策に位置づけられており、今後、国・県の説明会も予定されていることから、制度の詳細を把握する中で、本市としての対応を検討して参ります。

次に、国民健康保険制度についてであります。

まず、資格証明書につきましては、国の基準に加え、本市独自の適用除外基準に設けてきたところであり、交付に当たっては、実態調査や納税折衝を行う中で、交付抑制に努めてきたところであります。

引き続き、資格証明書は交付しないという考え方を基本に、きめ細やかな対応に努めてまいります。

次に、一部負担金の新基準についてであります。

この度、国において、一部負担金の取り扱いについて、一定の基準が示されたところであります。

本市の一部負担金減免制度の見直しについては、現在、県内市及び中核市と情報交換をする中で、基準を精査しているところであります。

次に、18歳未満の子どもに係る保険税減免につきましても、前年度から、本市独自の減免制度を拡充し、子育て世帯への負担軽減を図っているところでもあります。

次に、介護保険制度についてであります。

介護保険制度は、創設以来10年が経過し、高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核として着実に機能しています。

しかし、高齢化の急速な進展や地域社会・家族関係が変容していくなかで、高齢者の尊厳を保持しつつ自立支援を一層進めるため、また、制度を持続可能なものとするためには、さらなる制度の見直しが必要であるところから、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会において議論が行われ、意見がとりまとめられたところでもあります。

また、公費負担・利用者負担のあり方は、社会保障と財源のあり方全体の中での課題として、引き続き検討していくこととされております。

国の責任において、きっちりと将来展望を示すなかで、要介護者が家族に優しく、利用しやすい制度となるよう議論が進んでいくものと考えております。

なお、制度改正に伴う保険料等の影響につきましては、「第5期介護保険事業計画」を策定するなかで、給付費増大と保険料をどこでバランスを取るか等、検証してまいります。

次に、障がい者施策についてであります。国においては、障がい者施策を抜本的に見直すまでの間、障がい者の地域生活を支援するため、障害者自立支援法を一部改正したところであります。

この改正においては、負担能力に応じた利用者負担が原則であると明記されております。

今後、引き続き障がい者施策の見直しについて、国の動向を注視してまいります。

次に、こども発達支援センターについてであります。センターでは、県東部の現状から、最も求められている「就学前の発達障がい児」を対象として、早期から適切な医療や支援が行える施設をめざしておりますが、就学後の対応については、県との役割分担も含めて協議をしているところであります。

本市では、これまで、就学後の発達障がい者も含め総合相談事業等に取り組んできたところでありますが、センター整備後においても、関係機関や地域とネットワークを構築し、連携する中で対応してまいりたいと考えております。

障がい者保健福祉総合計画への位置付けにつきましては、これまで発達障がい者についても計画の対象として取り組んできたことから、来年度以降の後期実施プランにおいても、引き続き、相談支援、日中活動、就労支援などについて、事業者連携する中で、サービスの利用を進めてまいります。

次に、小規模修繕登録制度についてであります。

本市が発注する建設工事については、地元企業育成の観点から、福山市建設工事等競争入札参加資格に有する市内の建設業者に発注することを基本としております。

小規模な修繕工事といえども、適正な履行の確保を図る必要であることから、適正な履行の確保を図る必要があることから、資格を有しない者への発注については、慎重に対応すべきであると考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。

国の耐震改修補助制度を活用した耐震改修費の補助は、住宅の耐震改修の促進に有効な手段と考えており、導入について検討してまいります。

なお、住宅リフォーム助成制度については、既存の公的資金の貸付並びに助成制度等の活用が可

能であり、現在のところ創設することは考えていません。

次に、環境行政についてであります。

R D F 処理委託料は、参画市町の燃やせるごみの将来推計に基づいて事業規模を決定し、積算した計画供給量に基づいて各市町が合意の上、応分の負担をすることとしております。

また、R D F の増減によるりゅうどう経費については、随時、変更契約により処理委託料に反映しており、決して過大に支払っているものではありません。

また、福山リサイクル発電事業は、ごみの分別やリサイクルを徹底した上で焼却せざるを得ないものを R D F 化により燃料としてリサイクルし、発電や資源の有効活用を行うものであり、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提としたものではありません。

ダイオキシン類対策や最終処分場の延命化等も含め、循環型社会を構築する上で、欠くことのできない重要な事業であることと考えております。

なお、現在の枠組みでの事業は、15年間で修了することになっておりますが、その後の事業のあり方については、現契約において、終了の3年

前には協議することとしており、今後、参画市町の協議会において、将来計画について検討していくこととしております。

次に、PM2.5についてであります。

現在、福山市で行っているPM2.5の測定は、国のモニタリング試行事業により測定を行っているものであり、データは環境省に帰属しております。

管旧称の取りまとめ・公表の後に閲覧可能となり、公表が認められることとなっており、2009年度（平成21年度）のデータは現在取りまとめ中と伺っております。

今後、国から示された「環境汚染防止法に基づく常時監視に関する事務の処理基準」により適切な監視測定体制の整備に努めてまいります。

教育行政についてお答えします。

はじめに、逮捕された中学生の処遇についてであります。

多くの生徒が、保護観察処分等で自宅へ帰り、学校の教員や保護司の丁寧な指導を受け、更正しています。

これまでも問題行動に対して事実確認を丁寧に行う等、粘り強く取り組んでまいりました。

今後、社会で通用しないことは学校でも許さ

ないとの方針のもと、問題行動に対しては、毅然と対応してまいります。

35人学級については、本市教育委員会は、これまでも、国に対して、少人数学級の実現を強く要請してまいりました。

現在、国において、次年度予算案について検討されており、新教職員改善計画に基づく実施を強く願っているところです。

職員会議については、校長は、職員会議や企画委員会、学年会等を開催し、教職員の意見等を参考にしながら、学校運営を行っているところです。

中学校給食については、困難な課題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

次の、放課後児童クラブについてであります。

本市においては、これまで、71人以上のクラブの規模の適正化に努めてきたところです。

なお、児童1人あたりの面積が、1.65平方メートル未満のクラブ数は、44であります。

放課後児童クラブにつきましては、引き続き、希望する児童全員の受け入れを基本に、様々な角度から、研究してまいりたいと考えております。



次に保育行政についてであります。

現在の保育制度は、市の実施責任の下、児童の福祉工場と保護者の就労支援に大きな役割を果たしていると考えており、本市では、これまでも保護者の多様なニーズに応えた室の高い保育サービスを提供し、待機児童ゼロを継続しております。

現在、国で検討されている「子ども・子育て新システム」における「幼保一体化」などの改革につきましては、流動的な状況もあり、引き続き、国の動向を注視してまいります。

次に、建設・都市行政についてであります。

まず、県道御幸松永線の改善につきましては、県において、待避所を整備するなど、可能な範囲内で対応されているところでありますが、抜本的な課題解消には、全線の改良が必要なため、バイパス道路である山手赤坂線の整備に取り組んでいるものであります。

次に、福山西環状線と山手赤坂線は、津之郷インターチェンジを介して接続するほか、本線同士が立体交差をするなど、関連が深い路線であります。

このため、計画の整合を図るには、測量や設計を同時に行う必要があります。地元に対して両路線への協力をお願いしているものであります。

次に、「大字山北」名義の土地についてであります。この土地を地元名義とするかどうかは、あくまでも地元が意思決定を行うものであり、市としては、関係法令等に則って、地元の所有地とする場合には、土地の経過や管理実態等について、地元が整理する必要がある旨を、説明してきたところであります。

次に、水路転落危険箇所対策についてであります。神辺で事故のあった市道の整備につきましても、地元から要望を受ける中、安全対策について、土木常設員等、自治会・町内会等と協議を行っているところであります。

合併地区の危険箇所につきましても、市街化区域内の現地調査が終了し、自治会・町内会等と協議する中、合意の得られた箇所から、計画的に防護柵等を設置し、安全の確保に努めているところであります。

次に、川南土地区画整理事業についてであります。川南地区は、福山市都市マスタープランにおいて、地域拠点として位置付けられ、良好な市街地を形成することが求められており、そのため、都市計画だけでなく、土地区画整理事業により、生活道路や公園などの公共施設を含めた面的な整備を行うことが必要であります。

また、この事業は、計画段階から住民説明会などにより住民の意見を広く聞く中で推進してきたものであり、合併以降も個別相談会や勉強会を重ね、多くの地権者から賛同を得ているところであります。

次に、人口計画につきましては、国が定めた都市計画運用指針に則って計画したものであります。

次に、事業区域における農業についてであります。土地区画整理事業は、地権者の土地利用を制限するものではなく、営農を希望する地権者には、農業が続けられるよう用水の位置等も考慮して、実施されるものであります。

今後につきましても、関係機関と連携を図りながら、事業を推進して参ります。

次に、鞆町のまちづくりについてであります。

現在、県の主導により、住民協議会が開催されておりますが、県におかれては、1日も早く、責任ある判断を示されることを、願うものであります。

埋立架橋計画事業は、生活環境改善そのものであり、鞆の再生・活性化の出発点であります。

行政事務と司法判断は独立したものであり、控訴審の補助参加人である本市としては、県に対し、住民協議会と切り離して、速やかに訴訟を開始され、住民の切実な思いを踏まえた行政の考え方を、

きちっと表明されるよう、引き続き強く要望するとともに、大多数住民の意を受け、事業の正当性を強く訴えていく考えであります。

次に、農林水産行政についてであります。

耕作放棄地解消につきましては、地域ぐるみの取り組みと併せ、企業が有する優れた経営能力や資本を活用するため、農業外企業参入を促進してまいりたいと考えております。

次に市街化区域内農地の固定資産税についてであります。

固定資産税評価は地方税法の規定の規定により評価し、課税することとされており、一般農地並みに引き下げるとは困難であります。

次に、市街化区域内の市民農園についてありますが、現在、市内には、61箇所の市民農園が開設されており、その多くが市街化区域内に位置しております。最近では、「耕作放棄地再生活用モデル事業」や「協働のまちづくり推進事業」を活用した地域での取り組みなども進められており、今後においても、多様な主体による市民農園の開設を促進してまいります。

次に、漁業後継者の状況であります。漁業資源の減少や魚価の低迷などによって不安定な漁業経営が続いており、後継者の確保も困難な現状にあるなか、昨年度においては5名、今年度においても、これまでに、5名が新たに就業されたところであります。

引き続き、県と連携し、漁場機能の回復や計画的な稚魚放流等によって資源管理型漁業への転換を図り、漁業経営の安定化を促進してまいりたいと考えております。

次に、競馬事業についてであります。

上半期に続き下半期の事業運営も依然として非常に厳しい状況にありますが、今年度については基金繰入れが前提となるものの、単年度収支の均衡を図れるものと考えております。

新年度については、広島県調騎会から「どんなに苦しくても競馬を続けたいとの思いを再確認し、会員全員が一致団結して頑張る所存である」との要望書が提出されたところであり、答申において事業継続の条件とされている「実質単年度収支の確保」が客観的に可能かなど予算編成上の諸条件を検討・検証し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、人権・同和行政についてであります。

本市では、「福山市人権施策基本方針」に基づき、「人権文化が根付いた地域社会』の実現に向け、市民との協働により、さまざまな人権課題の解決をめざした取組を進めております。

今回実施する「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」は、市民の皆様が、「さまざまな人権問題」や「まちづくり」について、どのように考えておられるのかを把握し、今後の人権施策や、まちづくりに反映することを目的として実施するものであります。